

平成 21 年 6 月 8 日

各位

キューサイ株式会社

略式起訴の件及び弊社の対応について

本日郵便法違反により当社の社員（元取締役）が、大阪地方検察庁より大阪簡易裁判所に略式起訴されました。また処分につきましては、同日罰金刑をもって終結しております。弊社は、大阪地方検察庁による事件の真相解明に事件判明直後から真摯に協力してまいりましたところ、当該処分に至った判断について「低料第三種郵便の件で会社が違法性であることの認識がなかったとはいえ利得を得てしまっているため」とのご説明を頂いております。

このような事態を招き、お客様、お取引先様をはじめ多くのご関係者様に多大なるご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。なお、本件の内容は既に 5 月 19 日付「一部報道に関するお知らせ」にてご報告させていただいた通りであります。

弊社といたしましては、社会的な責任の大きさを真摯に受け止め、以下の通り対応を行っております。

5 月 20 日付で、郵便料金の自主返還を決定

5 月 22 日付で、郵便による広告宣伝を自粛

6 月 4 日付で、各取締役からの申し出により担当取締役の辞任および代表取締役社長、専務取締役の役員報酬減額を決定

今後につきましては、再発防止のため、コンプライアンス体制のさらなる強化等、社内組織体制の再構築に努めてまいります。

以上